特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和7年7月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	1　児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務で同法第24条第３項の調整又は要請に関する事務 2　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ①　法第16条の資料の提供等の求めに関する事務 ②　法第20条第１項の支給認定若しくは法第23第１項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③　法による支給認定証に関する事務 ④　法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第１項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤　法第23条第４項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥　法第24条第１項の支給認定の取消しに関する事務 ⑦　法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務
③システムの名称	①子ども子育て支援システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
子ども子育て支援ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 　第９条第１項、別表　９、127の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第５号） 　第８条第７号、第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 　番号法第19条第８号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令）第2条の表17、155の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部　こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係　〒028-8030　久慈市川崎町１番１号　電話0194-52-2111

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市　生活福祉部こども家庭センター子育て支援係　〒028-0014　久慈市旭町第８地割100番地１　電話0194-52-2169
９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、いずれの事務においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、適正な管理を義務付けする条項を設けていることから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅰ-5. ②所属長の役職名	子育て支援課長　久松　希美子	子育て支援課長		
令和1年6月14日	Ⅳ　リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「Ⅳリスク対策」について記載		
令和2年5月1日	Ⅰ-5.評価実施機関における担当部署　①部署	福祉事務所　子育て支援課	生活福祉部　子育て世代包括支援センター		
令和2年5月1日	Ⅰ-5.評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	子育て支援課長	子育て世代包括支援センター所長		
令和2年5月1日	Ⅰ-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	久慈市福祉事務所子育て支援課子育て支援係〒028-8030久慈市川崎町1番1号　電話0194-52-2111	久慈市生活福祉部子育て世代包括支援センター　〒028-0014　久慈市旭町第8地割100番地1　電話0194-52-2169		
令和7年6月3日	Ⅰ-5.評価実施機関における担当部署　①部署	生活福祉部　子育て世代包括支援センター	生活福祉部　こども家庭センター		
令和7年6月3日	Ⅰ-5.評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	子育て世代包括支援センター所長	こども家庭センター所長		
令和7年6月3日	Ⅰ．3 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 　第9条第1項、別表第1　8、94の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 　第8条第7号、第68条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）　第9条第1項、別表　9、127の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 　第8条第7号、第68条		
令和7年6月3日	Ⅰ．4. ② 法令上の根拠	（情報照会） 1　番号法第19条第7号、別表第2　13、116の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 　第10条の3、第59条の2	（情報照会） 　番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)　第2条の表17、155の項		